

(平成26年度第2回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成26年10月3日（金）

午後1時30分から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (7) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について
- (2) 地域福祉計画策定業務における保有個人情報の目的外利用について
- (3) その他

4 閉 会

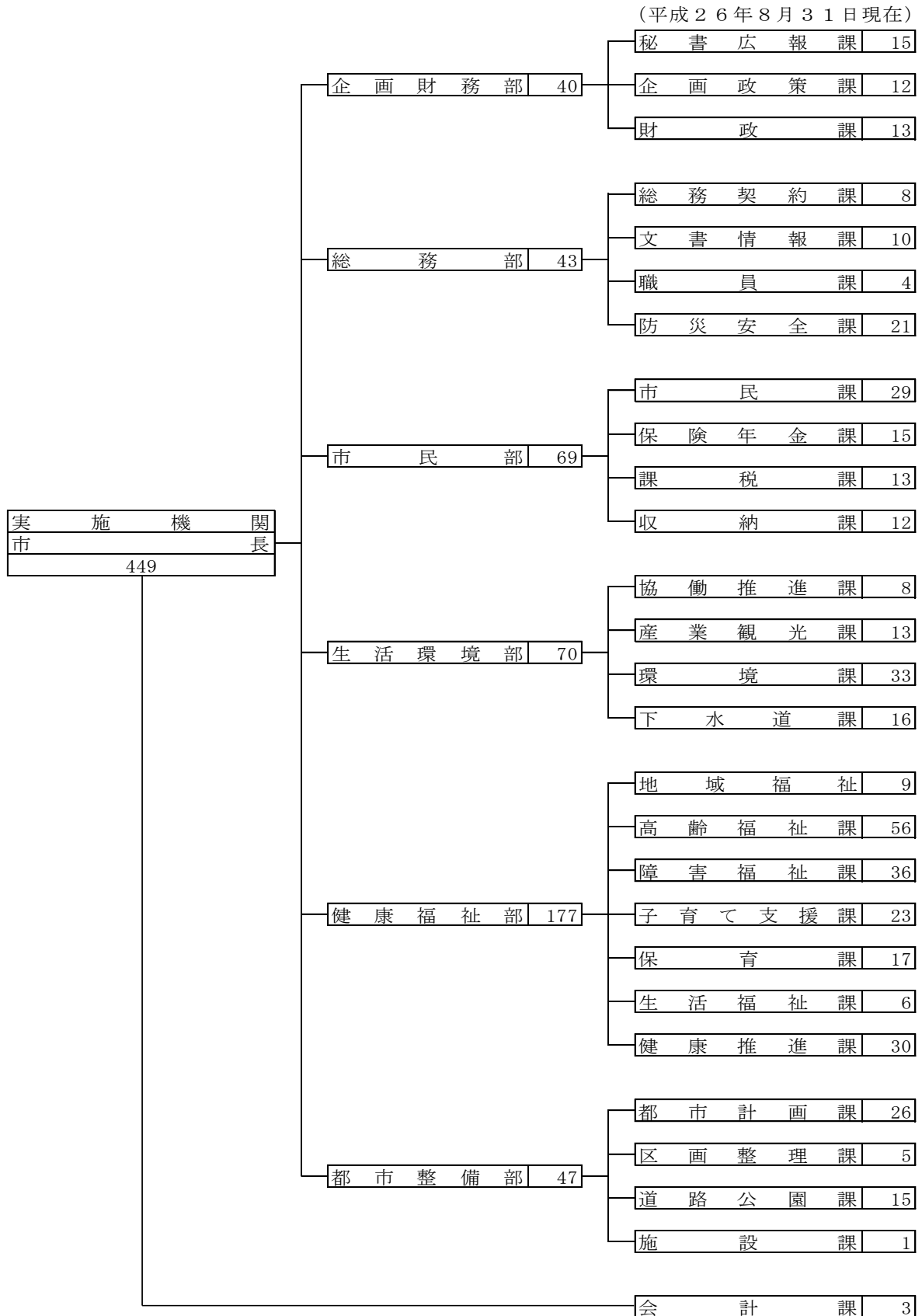
報告事項(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

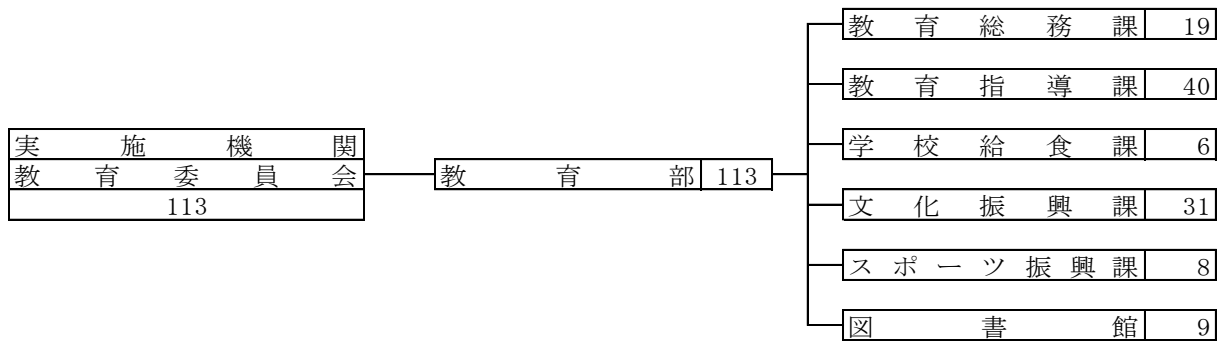
(参考) 資料 1 武蔵村山市個人情報保護審議会規則等について

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記





実 施 機 関	件 数
市 長	449 件
教 育 委 員 会	113 件
選 挙 管 理 委 員 会	14 件
監 査 委 員	2 件
農 業 委 員 会	3 件
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	2 件
議 長	7 件
合 計	590 件

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数14件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出件数29件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について（条例第6条第2項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項…届出件数6件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数65件、提供先件数920件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等しようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(7) その他

議 題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

会 長

副会長

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護審議会規則

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議 題(2) 地域福祉計画策定業務における保有個人情報の目的外利用について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 目的外利用の適否（条例第8条第2項第6号）

番 号	項 目	内 容
1	担 当 部 課 名	健康福祉部障害福祉課
	目的外利用をする 個人情報取扱業務の名称	身体障害者（児）手帳事業
	保有個人情報の目的外利用 により業務を行う組織等の名称	健康福祉部地域福祉課
	保有個人情報の目的外利用 により行う業務の名称及び 内容並びに目的外利用に より業務を行う理由	（業務の名称） 地域福祉計画策定業務 （業務の内容） 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計 画の策定 （目的外利用により業務を行う理由） 地域福祉計画に身体障害者の意見を反映させ るため、調査票を送付して「生活の実態等に関 する調査（市民意識調査）」を実施することを 予定しているが、そのためには、障害福祉課が 身体障害者（児）手帳事業のために保有する保 有個人情報の記録項目のうち、「氏名、住所」 を目的外利用する必要がある。
	目的外利用をする 保有個人情報の記録項目	氏名、住所
備 考		

番 号	項 目	内 容
2	担 当 部 課 名	健康福祉部障害福祉課
	目的外利用をする 個人情報取扱業務の名称	愛の手帳事業
	保有個人情報の目的外利用 により業務を行う組織等の名称	健康福祉部地域福祉課
	保有個人情報の目的外利用 により行う業務の名称及び 内容並びに目的外利用に より業務を行う理由	（業務の名称） 地域福祉計画策定業務 （業務の内容） 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計

	画の策定 (目的外利用により業務を行う理由) 地域福祉計画に知的障害者の意見を反映させるため、調査票を送付して「生活の実態等に関する調査(市民意識調査)」を実施することを予定しているが、そのためには、障害福祉課が愛の手帳事業のために保有する保有個人情報の記録項目のうち、「氏名、住所」を目的外利用する必要がある。
目的外利用をする 保有個人情報の記録項目	氏名、住所
備 考	

番 号	項 目	内 容
3	担 当 部 課 名	健康福祉部障害福祉課
	目的外利用をする 個人情報取扱業務の名称	精神障害者手帳・通院医療費公費負担・通院医療 助成事業
	保有個人情報の目的外利用 により業務を行う組織等の名称	健康福祉部地域福祉課
	保有個人情報の目的外利用 により行う業務の名称及び 内容並びに目的外利用に より業務を行う理由	(業務の名称) 地域福祉計画策定業務 (業務の内容) 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計 画の策定 (目的外利用により業務を行う理由) 地域福祉計画に精神障害者の意見を反映させ るため、調査票を送付して「生活の実態等に関 する調査(市民意識調査)」を実施することを 予定しているが、そのためには、障害福祉課が 精神障害者手帳・通院医療費公費負担・通院医 療助成事業のために保有する保有個人情報の記 録項目のうち、「氏名、住所」を目的外利用す る必要がある。
	目的外利用をする 保有個人情報の記録項目	氏名、住所
	備 考	

イ 上記目的外利用をする際の本人への事前通知の省略(条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号)

議題(3) その他

◎ 目的外利用等（条例第8条第2項第6号）

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

◎ 目的外利用等をする際の本人への通知（施行規則第5条第2項第2号）

武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

（目的外利用等の通知）

第5条 実施機関は、条例第8条第2項の規定に基づき目的外利用等をしたときは、保有個人情報目的外利用等記録台帳（第9号様式）にその内容を記録しなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときはいう。

- (1) 条例第8条第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当することにより、目的外利用等をしようとするとき。
 - (2) 条例第8条第2項第6号に該当することにより目的外利用等をしようとする場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。
- 3 条例第8条第3項の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第10号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。
 - 4 条例第8条第4項の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（第11号様式）により行うものとする。